

## 第5章 諸外国の関係機関との協力

### 1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14(2002)年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成）主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントン D.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

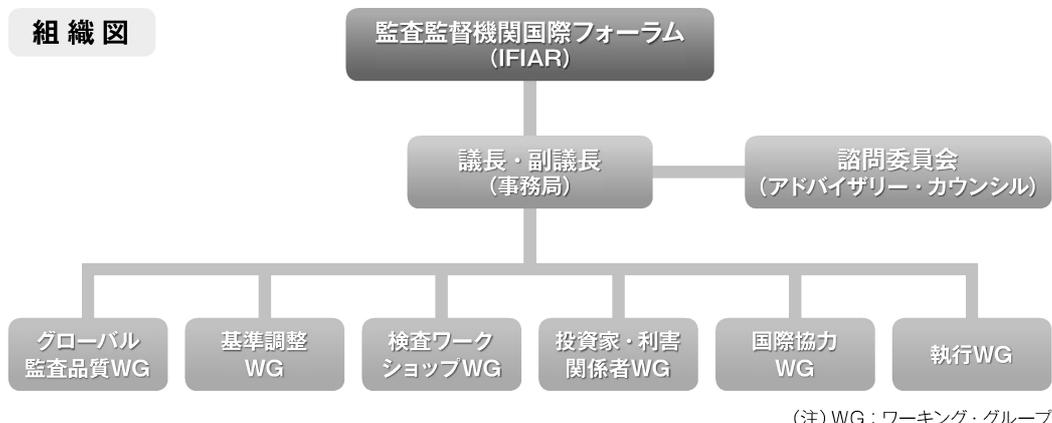
#### （1）組織

IFIARは、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、その意思決定は、原則として、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合（Plenary Meeting）において行われる。平成29(2017)年3月時点での加盟国数は、52か国・地域となっている。本会合は、平成28(2016)年4月のロンドン本会合まで、16回の本会合が開催されている。第17回目の本会合は、平成29(2017)年4月にIFIAR常設事務局が東京に開設されるのに併せ、東京で開催された。

IFIARの活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長が置かれている。平成29(2017)年3月末現在、議長国はオランダ、副議長国はカナダとなっている。議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会（Advisory Council）が設置されており、平成29(2017)年3月末現在、諮問委員会は、オーストラリア、フランス、ドイツ、日本、シンガポール、英国、米国の7か国で構成されている。平成29(2017)年4月の常設事務局設置後は、諮問委員会に替わり、新たに15名の理事から構成される代表理事会（IFIAR Board）が設置されている。

また、IFIARには、平成29(2017)年3月末現在、6つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、（3）イにおいて詳しく述べる。

≪ IFIAR の組織図（平成 29 年 3 月末現在） ≫



(2) 目的

IFIAR は、平成 20 (2008) 年 9 月の第 4 回ケーパタウン本会合において採択した憲章 (Charter) において、以下を活動目的として定めている。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第 16 回ロンドン本会合

平成 28 (2016) 年 4 月 19 日から 21 日の日程で、第 16 回本会合が英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council) の主催でロンドンにおいて開催された (P117 資料 4-3 参照)。

当該会合では、常設事務局の東京への設置のほか、投資家・利害関係者ワーキング・グループに対するアドバイザー・グループの設立を合意した。また、基準設定主体 (国際監査・保証基準審議会 (IAASB)、国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)) 及び公益監視委員会 (PIOB) の議長と、基準設定がどのように監査品質の向上に資するかにつき議論した。さらに、6 大監査ネットワーク (注) の CEO と監査品質に関する議論を行った (P113 資料 4-1、P115 資料 4-2 参照)。

(注) 6大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

(イ) 中間会合

平成 25(2013)年以降、これまで年 2 回開催していた本会合を年 1 回の開催とし、別途オフィサー (IFIAR 議長及び副議長をいう)、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等に参加者を絞った中間会合を開催して、IFIAR 業務の管理等に関するハイレベルな議論を行っている。平成 28(2016)年は 10 月 31 日及び 11 月 1 日の 2 日間にわたってシンガポールで開催した。

イ 各ワーキング・グループにおける活動

(ア) グローバル監査品質 (GAQ) ワーキング・グループ

6大監査ネットワークとグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

今年度は、平成 28(2016)年 11 月 2 日から 4 日の日程でシンガポール会合が、平成 29(2017)年 2 月 28 日から 3 月 2 日の日程でフランクフルト会合が開催され、監査法人のデータアナリティクスへの取組、プロジェクト管理、グループ監査等について議論が行われた。

また、当ワーキング・グループにおいて、多国籍企業のグループ監査の有効性を評価するため、大手ネットワーク傘下の監査法人に対し複数当局による協同検査を実施することが提案され、平成 27(2015)年に、日本 (審査会) 主導で初めて実施され、平成 28(2016)年にも審査会主導で実施されている。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) における国際監査基準の設定や、監査業務に係る基準設定主体との連携等について、意見交換を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

検査ワークショップは、平成 19(2007)年の第 1 回東京本会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技

能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として開催することが承認されたものである。以降、検査ワークショップ・ワーキング・グループの企画・調整により、毎年開催されている。

第 11 回目の開催となる今年度は、平成 29(2017)年 2 月 8 日から 10 日の日程で、ギリシャ会計監査監督委員会 (HAASOB) の主催により開催され、日本を含め 41 か国・地域から 120 名以上の検査官等が参加した (P118 資料 4-4 参照)。なお、日本は、審査会から主任検査官をモデレーターとして派遣した。

(エ) 投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

(オ) 国際協カワーキング・グループ

監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU) の策定等を行っている。

MMOU については、平成 27(2015)年 6 月に最終化し、以降 IFIAR は第一次加盟申請国からの署名申請に対する評価作業を進めてきた。我が国は、MMOU 加盟申請国 (第一次) 23 カ国の一つとして、これまで IFIAR による審査を受けてきたところ、平成 29 (2017) 年 2 月、審査会及び金融庁は、IFIAR より、MMOU の署名当局となることについての承認を受けた。MMOU の署名・発効は平成 29(2017)年 4 月の東京本会合時に行われることが予定されている。

(カ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的としている。

なお、本ワーキング・グループの議長は、平成 25(2013)年 7 月のワーキング・グループ設立以降、日本が務めている。

(4) 日本への IFIAR 常設事務局誘致への対応状況

IFIAR は、近年、当局間の意見交換フォーラムから国際機関としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会 (FSB)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 等、他の国際機関との関係強化の必要性も高まっている。このような背景から、平成 26(2014)年 4 月の第 14 回ワシントン本会合において常設事務

局設立が議論された。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査品質向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015)年 1 月、常設事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。審査会及び金融庁のみならず官邸を含めた政府一丸となった招致活動、民間経済団体や監査に関する各団体等からの招致支援声明などの協力があった結果、平成 28(2016)年 4 月の第 16 回ロンドン本会合において常設事務局の東京設置が決定され (P119 資料 4-5 参照)、平成 29(2017)年 4 月に常設事務局が開設された。現在、審査会及び金融庁は、同事務局の円滑な運営に向けて、必要な支援を行っている。

また、平成 28(2016)年 12 月、常設事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図ることを目的として、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立された (P120 資料 4-6 参照)。

## 2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施し、監査監督上の情報交換枠組み (注) を策定し、審査・検査活動に資するなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている (P121 資料 4-7 参照)。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets)
- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: the Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du commissariat aux comptes)

### 3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている。

こうした中で、国際的監査事務所のネットワーク全体での品質管理の在り方、監査におけるデータ分析手法の導入、世界的な経済・金融情勢等が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。

また、会計・監査制度を巡る国際的な議論の動向について、審査会として国際機関及び諸外国での議論に係る監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、監査事務所に対する審査及び審査会検査に反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

このような視点から、監査を巡るグローバルな課題について問題意識の共有や人的交流を行うなど、引き続き各国の監査監督当局との連携強化、東京に常設事務局が開設される IFIAR の活動への積極的貢献を通じた多国間の協力ネットワークの強化を図ることが必要である。

また、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保も重要となっている。